

当面する闘争方針

1. 賃金・労働条件を改善するたたかい

(1)若干の情勢と経過

人事院は8月6日、月例給・一時金ともに民間が国家公務員を上回っているとして、2年連続でプラス改定となる勧告を行いました。俸給表は若年層に重点配分し、行（一）表で2,500円～1,100円を引き上げ、平均引き上げ率は0.4%となりました。しかし、俸給表の引き上げは行われたものの、「給与制度の総合的見直し」による現給保障期間中であることから原資が十分に活用されず、引き上げ分のほとんどが地域手当の前倒し改定（遡及）に利用され、俸給表には280円しか配分されていません。つまり、地域手当の非該当地域や地域手当の支給率が変わらなかった地域では、官民較差が埋められていないことになります。また、一時金については、民間が公務を0.11月上回ったことから、年間支給月数を0.1月引き上げ、4.20月（現行4.10月）としました。しかし、引き上げた0.1月は勤勉手当に配分されたことから、勤勉手当の支給対象から除外されている育児休業期間中の職員や非常勤職員等には不利益となっています。本勧告は働いている地域が違うというだけで賃金に差がつく「同一価値労働 同一賃金」の原則に反するものであり断じて許すことはできません。

2015確定闘争では12月4日に国家公務員における人事院勧告完全実施の閣議決定がされたものの、給与法の改定が年明けに持ち越しとなりました。総務省は地方公務員の給与決定にあたっては国家公務員給与が決定してから行うべきで、それまでは決定しないよう通知を出すなど不当な介入を行い、多くの単組では年内の差額支給が実施されず、越年交渉となっています。そんな中でも、一部の単組では年内差額を勝ち取ったところもあり、交渉力の差が結果に如実に表れているといえます。私たちは、こうした単組のたたかいに学び合いながら、改めて『賃金・労働条件は労使の力関係で決まる』ということを確認していかなくてはなりません。

また、2014年4月25日に成立した地公法改「正」により、職場に差別と分断をもたらす『人事評価制度』が2016年4月より本格導入されるとともに、『等級別基準職務表の条例化』によって、これまでのたたかいで勝ち取ってきた賃金・労働条件の改「悪」も強行されようとしています。

労働組合の最大の武器である「団結」の破壊と、いかなる「賃金・労働条件の改悪」も許さないたたかいを青年が主体的に進めていくことが必要です。

道本部青年部では、今確定闘争期に、この間の交流集会運動をつうじた職場実態討論で明らかとなつた仲間の声・職場の事実と向き合い、『自分たちの問題は自分たちで解決していく』という決意のもと、「道本部青年部統一要求書行動」および「評価制度リーフ」を活用した学習会を開催してきました。

こうした取り組みをつうじて、「休んだ分仕事がたまってしまうので、有休を取りにくい」「忙しすぎて新採用に仕事を教える余裕がない」など、個人への業務の量の増加に対する不満や適切な人員配置がなされていない実態が多く出され、「自分の能力の問題ならサービス残業も仕方がないと思ってしまう」など、自分の出来が悪いからと自己責任と思わされたり、新規採用も回復傾向にある一方で、新人も即戦力としての働きぶりを求められ、心身の不調を訴える実態も明らかとなりました。

また、評価制度リーフをつうじた学習から「頑張ったら報われると思っていたが、そうではないことがわかった」「評価と賃金が結びつくことで職員同士がギクシャクしてしまう」など、多くの「気づき」が生まれてきています。こうした単組の取り組みに学び合い、継続した学習と実態討論を行い、今確定闘争期の総括のなかで明らかとなった成果や課題を2016春闘期のたたかいにつなげていくことが重要です。

職場での運動を実践することは容易なことではありませんが、私たちがめざす「安心して働き続けられる職場・地域」をつくっていくためにも、再度、仲間の声・職場の事実と向き合い、学習・討論を積み重ねることから青年の『ゆずれない要求』を確立していくかなくてはなりません。そして、青年の主体的な行動、すべての青年が参加する大衆的な行動を追求し、『要求の実現』と『組織強化』を勝ち取っていきましょう！

(2) 2016「自治労北海道青年部統一要求書」行動について

仲間の声と職場で起きている事実にこだわり、多くの仲間との学習と討論から青年の『ゆずれない要求』を確立し、自らの問題を自らが解決していくため、「自治労北海道青年部統一要求書行動」を取り組みます。

【要求項目】

◆統一要求事項

- ① 初任給の引き上げなどにより、青年層の賃金水準を改善すること。
- ② 賃金較差が拡大しないように人事評価制度導入による賃金反映は行わないこと。
- ③ 青年層の生涯賃金回復のため昇格・昇給基準の改善を行うこと（在籍年数の短縮、特別昇給の確保など）。
- ④ 職場環境の改善と将来にわたって行政サービスに責任を持つため、計画・継続的な新規採用を行うこと。また、しっかりと職場実態を把握し適正な人員配置に努めること。
- ⑤ 時間外労働の縮減に努めるとともに、時間外手当は必要な予算を確保し完全支給すること。
- ⑥ 臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件を改善すること。

◆独自要求事項

※ 各単組・総支部での独自要求項目とします。

② 独自要求にむけた具体的な取り組み

A. 単組・総支部の取り組み

① 意思統一

当面闘の読み合わせなどにより、情勢や独自要求の目的・意義を確認します。

② 生活・職場実態の把握

生活・職場実態点検手帳や夏期交流集会で使用した職場レポート、各種集会（道本部、地方本部、単組・総支部の集会や幹事会など）や単組・総支部で行った実態アンケートなどで出された声を集約し、青年の実態や思いを明らかにします。

③ 独自要求項目の作成

②で明らかになった実態や思いを『独自要求項目』にします。

また、実態や要求根拠が明確になっていない場合は確認します。

④ 青年部独自要求書の作成・提出

青年部独自で要求書を作成・提出し、当局から文書回答を求めます（青年部独自での取り組みが困難な場合は、基本組織の要求書に青年部の独自要求を反映させます）。

⑤ 青年部独自交渉の実施

青年部独自で交渉を行います（青年部独自交渉が困難な場合は、基本組織の交渉に入り、青年の実態や思いを訴えます）。

B. 地方本部での取り組み

- ・地方本部幹事会や単組・総支部オルグをつうじて、統一要求書行動の目的を確認するとともに、ぶつかっていることなどがあれば解決に向けてともに考えます。
- また、地本統一行動などを実践しながら、全単組・総支部での運動につなげます。

(3)賃金学習の強化について

この間、「結婚したが自分ひとりの賃金では生活できない」「今は実家暮らしだからいいが、一人暮らしだと厳しい」など切実な声が出されていますが、厳しい生活実態にあるにもかかわらず、「財政状況が悪いなか賃上げとは言いにくい」「与えられた賃金でやりくりするしかない」など「自分たちの賃金要求が正当なのかワガママなのかわからない」というアキラメの思いや、目前の厳しい職場実態にばかり目が向けられ、生活実態よりも職場環境の改善が重要視され、自分たちが安心して生活していくために必要な賃金にこだわりきれていない実態があります。

しかし、私たちの賃金は『労働力の再生産費』であり、安心して生活していくためには賃金を1円たりとも削減させるわけにはいきません。そのためにも、「そもそも賃金とは何か」といった賃金学習の強化から「賃上げはワガママなことではない」ことを全体で学び、日常的な生活実態点検活動をおこなう中から「生活給として今の賃金は足りているのか」という仲間と率直な討論を重ね、改めて「ゆずれない賃金要求」を確立し、継続した賃金要求を全単組・総支部で取り組んでいきましょう。

【具体的な取り組み】

- ①賃金リーフ等を活用した賃金論の学習強化
- ②自分の街の賃金制度を理解するための学習強化
- ③人事評価制度や等級別職務基準表導入による賃金削減など賃金課題に係る学習強化
- ④生活・職場実態点検手帳付けの実施
- ⑤時間外点検手帳付けの実施
- ⑥賃金モデル表を用いて自分の生涯賃金を試算し、周辺自治体と比較

(3)大衆行動の推進にむけた「地本一企画」の取り組みについて

「ゆずれない要求」を勝ち取るために、「1人の100歩より100人の1歩」といわれるよう 「役員任せ・基本組織任せ」にすることなく、組織全体でたたかっていくことが重要です。改めて、一人ひとりが春闘をたたかう決意をかため合い、大衆的な運動を再構築していくため大衆行動を軸とした「地本一企画」を展開します。この間『団結BOXティッシュ行動』や『団結小旗』など、特徴的な取り組みを実践するなかで何のために春闘をたたかうのか確認し、意思統一につなげてきた単組に学び、それぞれの地方本部や単組・総支部での議論から青年らしい大衆行動を展開していきましょう。

取り組みが困難な職場などは、意義や目的を踏まえ、どういう取り組みなら実践できるのか、みんなで知恵を出し合いながら、大衆行動を展開していきましょう。

なお、取り組み期間は、基本的には各単組・総支部基本組織の闘争日程（要求書の提出日）とあわせることとし、各地本青年部の春闘期の当面する闘争方針として提起します。

(5)行動日程について

「統一要求書行動」「地方本部一企画」は、基本組織の闘争日程と連動させながら進めましょう。各単組・総支部で基本組織の闘争日程を確認し、連携を密にしていきましょう。

2. 交流集会運動の強化にむけて

(1)若干の情勢と経過

青年部では、職場反合理化闘争の集約点として、「第31回自治労北海道青年部夏期交流集会」を取り組んできました。交流集会運動における職場実態討論をつうじて、多くの仲間の「気づき」や「決意」につながっています。

2016年度は、2年に一度開催される「第15回地方協別交流集会」「第20回自治労青年女性中央大交流集会」に最大限結集し、全道の仲間との学習交流を深めることから、産別自治労の強化、職場からの運動強化をめざしていきましょう。

(2)具体的な取り組み

- ①「第15回地方協別交流集会」「第20回自治労青年女性中央大交流集会」の成功にむけ、交流集会運動の意義・目的を全体で確認し、参加体制の確立にむけた取り組みを強化します。また、道本部・地方本部は単組・総支部オルグを強化し、事前・事後の学習を丁寧に取り組み、全体での運動を追求していきます。
- ②「職場レポート」「参加者アンケート」は、集会参加者だけではなく全部員で取り組み、生活・職場の実態、仲間の声に依拠した「ゆずれない要求」を確立し、職場からの運動づくり・仲間づくりを追求します。
- ③交流集会のメインでもある「職種別分散会」での議論の深化をはかるため、自治労会館において「座長養成講座」を開催します。
各地方本部、単組・総支部からの最大限の結集を追求します。
○道本部青年部「座長養成講座」
○日時 2016年3月12日（土）～13日（日）
○場所 札幌市 自治労会館
※詳細については、後日発文でお知らせします。

3. 反戦・反核・平和、政治闘争の強化にむけて

(1)若干の情勢と経過

安倍政権はこの間、武力による積極的平和主義を掲げ、集団的自衛権の行使容認や武器輸出を解禁する「防衛装備移転三原則」の閣議決定など、着々と「戦争する国づくり」を進めています。

5月には集団的自衛権の行使を可能とすることを柱とした国際平和支援法など合計11本の安全保障関連法案について閣議決定し、国会への提出も行われてきました。

国会審議においては、憲法審査会で参考人招致された3人の憲法学者全員が、現憲法における集団的自衛権行使は憲法違反であると明言し、改めてこの法案に問題があることが明らかとなりました。このことを契機に国民世論は高まり、多くの国民がこの法案への反対および慎重審議を求めていたにも関わらず、9月に参議院にて強行採決し、可決・成立しています。

憲法改正についても、圧倒的な数の力を背景に憲法96条の改正を行い、憲法改正しやすい環境づくりを検討するなど、恒久平和の理念が危機的な状況を迎えています。

また、原子力政策における課題でも、福島第一原発事故の原因究明すらされていない状況で安倍政権は、原発は重要なベースロード電源と位置づけ、8月11日にはついに川内原発の再稼働に踏み切り、国民の生活を脅かす政策にかじを切りました。

このように、安倍政権は国民の多くが反対する声に耳を傾けず、経済やアメリカの意向を優先する

国民不在の政治を行っています。

私たちは、一労働者・一生活者として、こうした政策を進めようとする背景と本当のネライを明らかにする学習活動と、広く大衆に訴えかける大衆行動を強化していくことが必要です。さらに、こうした運動を政治の場に反映させるため、来夏の参議院議員選挙において、自治労北海道としては比例区は自治労組織内「えさき たかし」、北海道選挙区は「徳永 エリ」の推薦決定を行い、取り組みを進めています。青年部としても主体的な取り組みにより、必勝にむけ地域段階から政治闘争を強化していくことが重要です。

(2)具体的な取り組み

- ①戦争する国づくりを進める安倍政権の本当のネライを明らかにするとともに、具体的な大衆行動を実践するため、学習会と街頭署名行動に取り組みます。
- ②安全保障関連法案の廃止にむけ、「戦争法の廃止を求める統一署名」に積極的に取り組み、大衆的な運動を強化し、他産別・地域の仲間とともに、戦争のない社会の実現にむけた国民世論を高めています。
- ③選挙のときだけの政治闘争ではなく、通年の日常的な運動として意識していくため、「道本部青年部政治集会」を開催し、学習を深めていきます。
 - 道本部青年部「政治集会」
 - 日時 2016年2月27日（土）
 - 場所 札幌市 自治労会館

※詳細については、後日発文でお知らせします。
- ④連合青年委員会などが主催する各種集会や青年選対に積極的に結集し、「政治に無関心でいても無関係ではいられない」ことを踏まえ、各地方本部・単組・総支部段階で政治闘争の必要性を確認するため政治学習会開催および教宣紙発行を行います。
- ⑤政治との結びつきを強化するため、自分たちの生活・職場実態を踏まえた、「一人一要求」に取り組み、内容を取りまとめた政策要求書を来夏の参議院議員選挙立候補予定者へ提出していきます。

2015年 月 日

〇〇〇（市町村）
(市町村)長 〇〇〇〇〇 様

〇〇〇〇〇市町村職員労働組合
青年（女性・婦人）部長 〇〇 〇〇

青年労働者の賃金・労働条件改善を求める要求書

私たちは、それぞれの職場で、住民の生活に欠くことのできない業務に従事し、円滑な行政を推進するため日夜努力しています。

しかし、これまでの度重なる賃金合理化攻撃により、私たちの生活実態は大変厳しい状況におかれ、特に家庭を持つ青年からは切実な声が多く出されています。また、業務量の増大と時間外労働の慢性化、退職者不補充など、厳しい職場環境のなか、健康が破壊され、若年者の長期療養・退職が増加している状況にあります。

以下に示した要求項目は、行政の最前線で働く青年労働者が意欲をもって働く職場にするため、また、私たちの生活や権利を守るために、青年労働者として譲ることのできない切実な要求であり、これら生活・職場実態に基づく要求の実現を強く求めます。

なお、回答は 月 日までに文書で回答されるよう求めます。

【 要求事項 】

- 1 初任給の引き上げなどにより、青年層の賃金水準を改善すること。
- 2 賃金較差が拡大しないように人事評価制度導入による賃金反映は行わないこと。
- 3 青年層の生涯賃金回復のため昇格・昇給基準の改善を行うこと。
- 4 職場環境の改善と将来にわたって行政サービスに責任を持つため、計画・継続的な新規採用を行うこと。また、しっかりと職場実態を把握し適正な人員配置に努めること。
- 5 時間外労働の縮減に努めるとともに、時間外手当は必要な予算を確保し完全支給すること。
- 6 臨時・非常勤等職員の賃金・労働条件を改善すること。

衆議院議長 大島理森様
参議院議長 山崎正昭様
内閣総理大臣 安倍晋三様

戦争法の廃止を求める統一署名

2015年9月19日に参議院で“強行採決”され“成立”した「平和安全保障関連法」は、憲法第9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。したがって、「平和安全」の名にかかわらず、その内容はまぎれもなく戦争法です。また、憲法解釈を180度くつがえした閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。

この戦争法が発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くことになります。

戦争法に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。

以上の趣旨から、次の事項について請願します。

【 請 願 事 項 】

- 一、戦争法である「平和安全保障関連法」をすみやかに廃止してください。
- 一、立憲主義の原則を堅持し、憲法9条を守り、いかしてください。

名 前	住 所

呼びかけ 戦争させない・9条壊すな！総がかり行動実行委員会

tel: 03-3526-2920 (1000人委員会) 03-3221-4668 (9条壊すな！実行委員会) 03-5842-5611 (憲法共同センター)

呼びかけ団体	取り扱い団体／送付先
戦争をさせない1000人委員会 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町1-15 塚崎ビル3階 電話：03-3526-2920 mail : info@anti-war.info	全日本自治団体労働組合 〒102-8464 東京都千代田区六番町1 自治労会館5階 電話：03-3263-0274 FAX：03-5210-7422～5